

論文

憲政会総務のメディア・パフォーマンス

——「弾劾演説家」関和知の政治活動——

河崎吉紀[†]

要約：本稿は、1921年から1923年における憲政会の政治活動を、総務である関和知を例に、メディア・パフォーマンスの観点から捉えることを目的とする。与党である政友会を不名誉な多数と批判して衆議院を騒然とさせた関和知は、加藤友三郎内閣に対し、日支郵便約定で政府の過失を疑い、軍艦天城建造の不正を追及、内閣不信任案を提出して「弾劾演説家」と報じられるようになった。メディアを通して政党のプレゼンスを大衆に確保することは、普通選挙を目前に控えたパフォーマンスとして冷静な戦術であるように見える。なぜなら、臨時法制審議会では派手な演説ではなく、理性的な討論が行われ、普通選挙法案の実質が検討されるからである。

キーワード：憲政会、メディア・パフォーマンス、臨時法制審議会

目次

1. はじめに
2. 達磨落とし
 - 2-1. 普選は天下国民の問題
 - 2-2. 大隈重信の国民葬
 - 2-3. 積極政策は党勢拡張の具
 - 2-4. 不名誉なる二百八十余人
 - 2-5. 党略本位の政友会を撃つ
 - 2-6. 決死的憲政擁護運動へ
3. 海軍大将の変態内閣
 - 3-1. 総裁も出陣の大遊説
 - 3-2. 日支郵便約定に関する緊急質問
 - 3-3. 内閣不信任決議案
 - 3-4. 軍艦天城建造の不正を追及
 - 3-5. 変態内閣の倒壊を期す
4. 臨時法制審議会——普通選挙を目指して
5. おわりに

[†]同志社大学社会学部教授

*2022年2月4日受付、2022年2月5日掲載決定

1. はじめに

本稿の目的は、高橋是清内閣から加藤友三郎内閣にかけて、野党である憲政会がいか
に時の政権を批判したのか、メディア・パフォーマンスという観点から明らかにすること
である。事例として千葉県選出の国会議員・関和知を用いる。彼は憲政会総務として
衆議院の第一線に立ち、政府や与党の不正を追及して「弾劾演説家」と呼ばれるよう
になった。その政治活動はマスメディアに取り上げられ、広く世間に周知されること
で、活躍の場に乏しい野党のプレゼンスを下支えした。

有山輝雄は、厳密な定義ではないとしながらも、「メディア政治家」について「メ
ディアの力を通じて政治力を発揮する政治家。あるいはメディアを利用し同時にメ
ディアに利用されることを自己の重要な政治力の源泉としている政治家」であると語
っている⁽¹⁾。観客、読者を前に彼らは賑々しくパフォーマンスを演じて見せ、そこ
から生じる話題性や、有名性を政治力として利用する。佐藤卓己はその行く末を論
じ、「政治が価値や理念の実現ではなく、効果や影響力の最大化を目指して展開さ
れる状況」、すなわち政治のメディア化 *mediatization of politics* に言及する⁽²⁾。そこ
では、政治エリートであり続けるためにメディアに露出し続けねばならない、行
き過ぎたメディア・パフォーマンスが捉えられている。

とりわけ、政策を実現できない野党として、憲政会が観客の目を意識して行動
することは当然であった。1921（大正10）年11月13日に高橋是清内閣が成立
すると、彼らは政策論争により政権を奪取しようと意気込んだという⁽³⁾。す
でに普通選挙運動において、「独立の生計」を営む者という条件が外され、野
党の足並みはそろっていた。普通選挙運動は再び活発となり、全国各地で集
会が開かれる。野党は第45議会で統一した普通選挙法案を提出することが
できた。こうした背景として、伊藤之雄は、憲政会が「戦後不況の進展に
より従来の政友会的な積極財政政策が行き詰ってゆくことを再確認した
ことも重要である」と指摘している⁽⁴⁾。

とはいえ、次の第46議会では、元老からの首相推薦の可能性に期待を寄せ
た憲政会は、普通選挙運動の激化をむしろ抑制する方針をとっている。も
っとも、次期政権は加藤友三郎に与えられ、そのもくろみは成功しなかつ
た。奈良岡聰智は『加藤高明と政党政治』において、憲政会は政策面で
政府との差異が小さくなり、苦境に立たされるようになったと記してい
る⁽⁵⁾。加藤友三郎内閣は、高橋是清内閣以上に緊縮財政へと舵を切り、
ワシントン体制を基軸に協調外交を展開し、普通選挙へ向けて調査会を
設置した。そして、続く山本権兵衛内閣では臨時法制審議会が設置され、
いよいよ普通選挙に関する実質が検討されることになる。

政策において対決する余地が狭まり、外交面においても矮小化された戦術的な批判しか行えないとき、野党である憲政会の総務・関和知はいかなる政治活動を展開したのか。ここでは、来るべき普通選挙を見据えていた時代において、広く世間にアピールするというメディア・パフォーマンスの観点から、この時期の政治活動の一端を解明したい。

2. 達磨落とし

2-1. 普選は天下国民の問題

1921（大正10）年11月4日、東京駅で首相・原敬が刺殺された。大蔵大臣の高橋是清が11月13日、首相を兼任することになった。新首相について関和知は、次のような談話を発表した。高橋の演説に「私を捨て、公に従ひ節義を重んじ曲折を斥け範を天下に示す」とあるが、政友会のこれまでの活動を思えば「如何にも滑稽」である⁽⁶⁾。党勢拡張に邁進してきた政友会において、党員に節度ある態度をとらせることができるとうてい思えない。

その年の暮れ、12月24日、憲政会は午後2時より議員総会を開いた。80人ほどが出席した。関和知は院内総務から外れ、新しく安達謙蔵、本田恒之、小泉次次郎、森田茂、小山松寿が指名された。『東京朝日新聞』は「喧嘩腰の陣立」と報じた⁽⁷⁾。

当日は午前9時、衆議院の控え室でストーブの周りに人が集まり、降旗元太郎を中心に話が弾んでいた。そこへ河野広中が新人の栗山博を連れて入ってきた。第45議会を前に憲政会の意気は高揚していた。関和知も「天下民心帰我党」と筆をとった⁽⁸⁾。ともかく「独立の生計」という足かせが外れたのである。普通選挙運動で国民党や尾崎行雄、島田三郎らと共同戦線を張ることができる。議員総会のあと、普選特別委員会が開かれ、関和知も含め50人ほどが参加した。議論は錯綜したが、「独立の生計」が削除されることは確実となった⁽⁹⁾。

憲政会は翌25日午後1時より政務調査総会を開き、衆議院へ提出する普通選挙法案を決定した。三木武吉がすかさず議員総会を提案し、そのまま承認する運びとなった。ようやく『「独立の生計」云々の一項を削除し、協調の精神を以て各派に交渉する』ことが可能となった⁽¹⁰⁾。

前議会で尾崎行雄、田川大吉郎から裏切られ、酷い目に遭わされた関和知はここで発言を求め、普選協調のこれまでの歴史を振り返った。かつて第42議会で国民党と交渉したとき、年齢の問題や学生に選挙権を与えることについて妥協の余地があったと説明し、最近においても、「独立の生計」という条件さえなければ譲歩の可能性があることを、国民党幹部との会見においてつかんでいると報告した⁽¹¹⁾。

12月26日、憲政会、国民党など各派は普通選挙法案について午後3時半から会合をもち、整理交渉のうえ統一案を成立させた⁽¹²⁾。新聞記者団は仲介の労をとり、同日午後4時より、普選全国断行同盟会主催で各派連合の懇親会を催した。統一案が成立したという安堵と共同戦線を張った高揚感から、たいへんな盛り上がりを見せた。総勢300余名が参集した。大島の羽織を着た尾崎行雄や嬉しそうな顔の島田三郎の姿もあった。関和知はもちろん、憲政会からも多数が出席した。「協力一致以て其達成を期す」ことを申し合わせた⁽¹³⁾。関和知は「普選は一党一派の問題でなく天下国民の問題である、それが茲に実現の曙光に接したのは快心事と云はねばならぬ」と述べ、これは政府、政友会の不道徳に対する戦いであると主張した⁽¹⁴⁾。

2-2. 大隈重信の国民葬

1922（大正11）年1月10日、大隈重信が亡くなった。憲政会総裁の加藤高明は、午前6時に大隈家の門が開かれると真っ先に駆けつけた。1月12日に早稲田大学講堂で葬儀委員会が開かれ、国民葬とすることが決められた。関和知は葬儀委員の一人として接伴係を委嘱された。道ばたに雪が残る1月17日、大隈家において告別式が行われ、早稲田大学学長の塩沢昌貞が声を震わせながら弔文を読み上げた。高田早苗、坪内逍遙、加藤らが霊柩車を見送った。早稲田大学では12,000人の教員、学生、校友が校旗を掲げ、四列縦隊で行進を開始した。多くの群衆に見守られながら霊柩車は日比谷公園へ進む。道の両側にはあらゆる階級から贈られた真榊が並び、風にまかせて多くの旗がバタバタとはためいていた。

公園正門より広場にかけて、右に日本女子大学生1,000余名、左に混成旅団の儀仗兵が整列し大隈重信の霊柩を迎え入れた。祭壇には山海の珍味が供えられ、天井から床下まで花輪が満ちあふれていた。関和知や早速整爾は見慣れない黒いガウン姿であった。午前11時頃、奏楽が始まり30分ほどの霊前祭が執り行われた。19発の弔砲が響き渡る。定刻12時に数万の民衆がなだれ込んだ。大臣であろうと職工であろうと関係なく、全員がこの人波のなか大隈の祭壇を目指し動くことになった。首相の高橋是清も人に押されながら前へ前へと進んだ。どういうわけか祭壇に賽銭を投げる者が現れ、それに習って周囲の人々も投げはじめ、見る見る間に積もって400円もの山を築いた。

一般の参拝者が退散し始めた頃、霊柩車は日比谷公園を出発し、日も暮れゆくなか静かに音羽護国寺へと入った。山内に積もる残雪と夕暮れの寒気が人々の身にしみた。午後5時、霊柩は土のなかへと安置され、近親者をはじめ加藤高明、武富時敏らとともに、関和知も心を込めて新土を投げ入れた。そして墓標が夜風のなかに立てられる。午後7時半、大隈重信は永遠の眠りについた。関和知は雑誌『大観』に「大隈内閣時代までの大隈侯」「難局にも従容自若たりし大隈侯」の2本立てで記事を掲載し功績をたた

えた⁽¹⁵⁾。

2-3. 積極政策は党勢拡張の具

1922（大正11）年1月発行の『憲政公論』で、関和知は「本年度政局観」を発表した。「第一、現政友会内閣は、此歳に於て終はりを告ぐるであらう。第二、後継内閣の組織が必ず現内閣の反対党の手に帰するであらう」⁽¹⁶⁾。同月19日、憲政会は第6回大会を本部に開催する。出席者は約500人を数えた。加藤高明は武富時敏、浜口雄幸、早速整爾、降旗元太郎らに加え、関和知を憲政会の総務に指名した。『憲政公論』の「新総務印象」で彼は次のように記された。「その風貌、必ずしも立派とは云へないが却つて又それが無邪気に見られ、毒気の無きやうなるは、時と場合に利する処があらう。併し党中若手では何といふも鬪将の第一人者だ。舌鋒も頗る鋭く、相当莊重味もあつて、頭の明晰なること驚くべきものがある」⁽¹⁷⁾。談話においても取材したメモがそのまま記事となるような受け答えであると評価された。

1月21日、憲政会の幹部会が衆議院内で開かれ、議会で活動や院外との連絡について意見交換を行った。数日後、1月24日は浜口雄幸、早速整爾らと集まり、加藤政之助ら院外の代表と政策について話し合い、普通選挙や綱紀肅正に全力を尽くすことを確認した。

翌月、2月3日は神田青年会館に約3,000人が結集し、普選断行の演説会が開かれた。関和知も浜口雄幸や頼母木桂吉らと壇上に登る。また、2月5日は芝公園の大隈重信銅像前で普選断行国民大会が開かれた。晴天に万国旗と普選の盟旗が翻る。前日より東京市中に撒かれた数十万のビラに、当日会場で歌う予定の普選歌が刷り込まれていた⁽¹⁸⁾。正午の時点で5,000余名の聴衆が集まっていた。そこへ乗馬服を着た尾崎行雄が悠然と現れる。午後1時、松本君平が開会を宣言すると、山田毅一、加藤政之助らに続き、関和知も獅子吼を放った。後方にも第二、第三の演壇がもうけられ総勢50余名の弁士が登場した⁽¹⁹⁾。

こうしたなか、衆議院は1922（大正11）年2月7日午後1時15分より本会議にて鉄道敷設案を審議する⁽²⁰⁾。委員長富安保太郎は、前議会で通過し貴族院で審議未了となった法案であり、以前より計画されていたと説明した。しかし完成の期限を設けるのは難しいという、機を逸した提案であった。関和知は登壇し反対意見を述べた。憲政会は第44議会でこの法案に賛成した。しかし、今回、同じ法案に反対するので説明しておきたい。前議会でも、趣旨については賛成だが、実際の計画についてはずさんであると指摘しておいた。それに加えて政府には警告を与えておいた。「それは此鉄道問題に付ては従来政府及政友会の間に、動もすれば党勢拡張の具に供する事実が屢々あった」からである。

昨年とは異なり政友会はいわゆる積極政策を一変している。「積極政策又は膨張政策と言ひますか、樂觀主義と言ひますか」、政友会の方針は破産したのである。教育や治水についても緊縮財政で予算を組んでいる。鉄道についてもそうすべきではないかと彼は主張した。鉄道だけそのままというのは「名ばかりでも、形だけでも、所謂膨張政策、積極政策に名残を止めて天下を欺かんとする窮策から出でたるものであらう」。しかもこの一年、政友会は鉄道を利用して党勢拡張に利用してきた。つまり、われわれの警告を裏切った。今回の提案は予算もともなわず、完成までの期限もあやふやで、「希望を抽象的に現した所の案」にすぎない。関和知の厳しい追及に、議場が騒がしくなってきた。さらに細かな数字をあげ、彼は計画のいい加減さを批判した。「唯紙の上に、地図の上に赤い線を引き、青い線を引いて、殆ど小児の遊戯三昧に等しき事をするのが、是が交通機関の完成と言はるゝか」と問いかけた。

この大演説は「党略に基く鉄道法」と題して、機関誌『憲政』に掲載された⁽²¹⁾。小見出しは「財源なき鉄道計画」「笑ふ可き紙上の鉄道」「陋劣なる鉄道党略」などこき下ろしている。さらに関和知は雑誌『鉄道』にも「紙上遊戯の鉄道網」と題して論説を發表した。内容は議会における演説とほぼ変わらないものである。ただし、鉄道は地方利権として敷設されるべきではないと国民に注意を促し、票集めのための鉄道という政友会の方針を「入党書を昇ぎ廻るが為に鉄道は出来るものではない」と戒めた⁽²²⁾。

演説の技能に磨きがかかり、関和知は憲政会を代表する議員の一人として成長していた。衆議院の速記者は浜口雄幸、永井柳太郎、中西六三郎、川原茂輔、鵜澤総明、そして関和知の演説が「早過ぎず、遅過ぎず、書く側から立派な文章を構成する」と評価している⁽²³⁾。

2-4. 不名誉なる二百八十余人

いよいよ普通選挙法案が議会へ提案される。1922（大正11）年2月23日は快晴、院外の普選運動も大いに盛り上がりを見せ、午前11時頃、人々は議会を包囲し始めた。正午には交通整理に支障をきたし、衆議院から日比谷にかけて警戒線が張られ通行止めとなった。傍聴者はすでに1,000人近くが集まり満席となっていた。議事堂もいたるところに警官が配備され、厳戒態勢である。こうしたなか関和知も通行を阻まれ、代議士章を見せても警官が通そうとしない。監察官が駆けつけ、ようやく混乱のなかから救出されるという始末であった⁽²⁴⁾。

翌日、憲政会は緊急の幹部会を招集した。昨日の取り締まりが乱暴を極めたのは内務大臣だけの問題ではなく、政府全体に責任があるとして、内閣弾劾の緊急動議を出すことになった。その登壇者に関和知が選ばれた。政友会の多数によって否決されるだろうが、憲政会総務として不信任の理由を事実に基づき詳細に説明し、内閣弾劾を広く世間

に周知するという作戦である⁽²⁵⁾。

2月28日午後1時19分、衆議院本会議が開始されると、「決議案（安達謙蔵君外五名提出）」が議題にのぼった。「昨二十三日普通選挙法案上程に当り政府は警吏、憲兵を以て議院を包囲し国民請願の自由を圧迫し温良の人民を検束するのみならず議員を殴打拘禁したるは憲政を破壊するものと認む政府は須らく其の責に任すへし」と内閣を弾劾した⁽²⁶⁾。ここで関和知が登壇する。

重要問題である普通選挙法案について、国民が議会に集まり民意を表明することを妨害する理由などまったくないと彼は口火を切った。しかるに政友会内閣はこれを妨害し、阻止し、集会を開けば解散を命じ、語る口を封じて筆を束縛し、「政治上に於ける国民の自由を全く無視するの態度に出でたのであります」と強い口調で非難する。甚だしくは同僚の議員である田中善立君を警官が殴打して拘禁した。これは政府の一大失態である。

さらに関和知は前首相の原敬を批判し、普通選挙を危険思想とみなし秩序を破壊するものと捉えたことに対し、「原氏一流の「マキヤベリズム」から来る所の一条の権変に外ならない」と断罪し、加えて理由なき解散が疑獄事件の頻出を招いたとして、政友会議員を「不名誉なる二百八十余人」と痛罵した。さすがに議場は騒然となった。「不名誉とは何だ」との叫び声上がり、議員たちが口々に発言し始めた。萩亮が関和知に発言の取り消しを求めた。議長の奥繁三郎も不穏当な言葉の取り消しを命じた。関和知は「名誉なる当選と信じて居りませぬ」と抵抗した。そして、野次を無視して強引に演説を続けようとする。しかし議場はすでに荒れ狂っており、奥が再三「静粛に」と叫び、混乱を鎮めようとするも収まらず、一方、関和知は粛々と演説を進め、民衆の勢力を度外視して何が政党内閣だと追い打ちをかけ、陛下の忠良なる臣民が政治上の権利を得ようとしていることをなぜ危険視し、また恐れるのかと問いかけた。さらにダメ押しで「私が不名誉なる多数と云ふことは、民意を代表せず、陛下の聖旨に副ひ奉ることに怠る所があることを以て、之を不名誉の多数と言ふのである」と言い放ち、野党側から盛大な拍手を浴びて降壇した。

数日後、3月2日の本会議で衆議院議長の奥繁三郎は、「不名誉なる二百八十余人」という発言について、再び関和知に取り消すよう勧告した。彼は取り消す代わりに「不名誉なる二百八十の多数と云ふことを、不の字を削除致して名誉なる二百八十の多数」というように訂正すると議席から述べ、なかば皮肉のうちに決着をつけた⁽²⁷⁾。議場からは拍手と笑い声が上がった。『東京朝日新聞』は「関君『取消はせぬが訂正します、——名誉なる二百八十名』は大出来」と報じた⁽²⁸⁾。

2-5. 党略本位の政友会を撃つ

1922（大正11）年3月7日の夕刻、憲政会の関和知と本田恒之は国民党の控室を訪れた。さらに後日、国民党の西村丹治郎と無所属倶楽部の野溝伝一郎、松本君平を訪ね、そこから庚申倶楽部の山邑太三郎と会見し、内閣弾劾について野党各派の共闘態勢を構築し決議案の内容を調整した。内閣不信任案の提出には、憲政会から関和知、本田の両総務が登壇することになった。

3月16日、衆議院本会議は午後1時18分に始まる。関和知は「棚の埃りの総浚へは達磨落しが目的」とやる気十分であった⁽²⁹⁾。同日は正午、山王台の日吉亭で内閣弾劾の国民大会が開かれ聴衆約1,300人が集まり、また、憲政会本部でも演説会が午後2時から開かれ500人が参加した。内閣不信任案は、まず国民党の関直彦が説明にあたる。これに対し、政友会は松田源治が反対意見を述べた。そして、議席から関和知が立ち上がった。

ワシントン会議において、外務大臣ではなく海軍大臣を全権として派遣した。これは国民として心細きものであったと関和知はいう。軍国主義の疑いを世界に対して晴らさねばならないときに、政府は原案に対し軍艦の割合増加を要求した。山東の返還問題も失敗した。「信用を高めずして更に信用を低下した、誤解を一掃せずして更に誤解を加へたのである」と失政を断罪する⁽³⁰⁾。また、国内においては、戦後の好景気に乗じて「放漫なる積極的政策、得意の楽観主義」を唱え、国費の膨張を無制限に試みたと批判した。議場からは「ノウ〜」と否定的な野次が飛び始めた。彼は追及の手を緩めない。その責任者であった高橋是清が、どこで顔を洗ってきたのか、いまは節約とか儉約などとしおらしいことを述べている。これはいわゆる「鬼の空念仏」である。さらに満鉄事件、アヘン事件など疑獄事件について逃げの答弁を行う政府を、「此事件は普通の犯罪である、一個人の犯罪であると云ふことは詭弁と云ふか曲事と云ふか、黒白を無視する所の言葉であると言はなければなりませぬ」と叩き、このような事態を招いたのは、形式上多数の政友会が党略本位に政治を行った結果ではないかと追及し、決議案はその多数によって葬られるだろうが、輿論の前にその多数は「三文の価値」もないとぶち上げた。そして、「諸君は政党内閣として輿論の上に立つ、輿論の上に立つと云ふことは、議会内の数の上に立つのでない、国民の良心の上に立つのであり、国民の常識の上に立つのである」と叫んだ。

その後、山本悌二郎による関和知への反論、押川方義や宮古啓三郎らが登壇し、最後に首相・高橋是清が登場する。野党側は足を踏み鳴らし机を叩いて怒号すさまじく、ほとんどなにを話しているのか聞き取れない状態となり、高橋は短く反対を述べて降壇するほかなかった。結果は投票総数395、可とする者141、否とする者254で否決された。時刻は午後7時30分となっていた。

第45議会は閉会し、1922（大正11）年3月26日、憲政会の議員総会が海上ビルディングに催され、普選問題や今後の地方遊説が話し合われた。安達謙蔵からの指名で、議会報告書の執筆が関和知、紫安新九郎、津原武、三木武吉、山道襄一の5人に託された。とはいえ、例によってそのほとんどを関和知が書いたのである。

2-6. 決死的憲政擁護運動へ

また全国遊説の季節が巡ってきた。関和知はその頃、『憲政公論』誌上で「憲政会売出しの人気総務」「早稲田派典型の人物」と評されている⁽³¹⁾。憲政会は1922（大正11）年4月10日、神田青年会館で政談演説会を催す予定を立て、財政問題を若槻礼次郎、外交問題を江木翼、普選問題を永井柳太郎が担当し、関和知は綱紀肅正を論じることになった。当日は満場立錫の余地なく盛況であり、関和知は膨大な数の聴衆を前に「政友会の諸君は私の利益私の権利を中心とするから遂に国民なく国家なき政に墮したのである」と熱弁をふるった⁽³²⁾。夜中の11時まで続けられた。

4月25日は築地精養軒で憲政会の関東大会が開かれる。加藤高明総裁以下、関和知を含め総勢約2,000人が集合した。関東大会準備委員長の鶴澤宇八が宣言、決議を採択すると、加藤が演説を行い、その後、宴会で大いに盛り上がった。

5月7日、関和知は長野県小諸町の演説会へ参加し、翌日は北上して福島県川俣町へ赴き、5月9日は平河町、さらに5月10日、清水留三郎とともに小名浜町で演説を行った。5月11日は関東へ戻って三木武吉と神奈川県川崎町の演説会、5月16日は西進して広島県西城町の青年会発会式へ駆けつけ、そこから山陰へ足を伸ばし、5月18日の鳥取県米子町を皮切りに、5月19日は境町と鳥取市、5月20日は倉吉町で演説する。5月22日は大阪中之島中央公会堂で憲政擁護内閣弾劾の大演説会が開かれる。聴衆は約6,000人の大群である。若槻礼次郎、下岡忠治、望月小太郎が登壇し、関和知も「憲政常道論」と題して熱弁をふるった⁽³³⁾。翌日、紫安新九郎とともに和歌山市で演説したあと、5月29日、ようやく東京へ帰還し、午後6時より日比谷松本楼で開かれた東京支部幹部との連合懇親会へ参加した。

1922（大正11）年6月5日、憲政会は築地精養軒で最高幹部会を開いた。関和知も若槻礼次郎、浜口雄幸らと参加した。高橋是清内閣は即時、総辞職を行うべきであるという意見で一致した⁽³⁴⁾。翌日、高橋は内閣の総辞職を決定する。関和知は「当然の帰結」と述べ、政権欲のために醜態をさらし国務を停滞させたと断罪して、総辞職は政友会の内輪もめなどではなく、人心が離反して政局が行き詰まった結果であると位置づけた⁽³⁵⁾。そして、民心を一新させるべく政権を憲政会に明け渡すよう求めた。

6月7日、憲政会の役員総会が丸の内海上ビルディングの中央亭に開かれた。関和知も出席して晚餐を共にした。再び高橋是清に大命を願う運動が起きるならば、「我党は

全国総動員を行ひ猛然起つて決死的憲政擁護運動を為す」という方針を決定した⁽³⁶⁾。次いで6月9日、日本橋の偕楽園で憲政会は関東代議士会の臨時総会を開く。関和知も含め約50人が集まった。そこでは中間内閣を極力阻止することが決議された。さらに6月10日、午前11時より中央亭に集まった関和知ら有志代議士は、「我党内閣の成立を期す」という決議を採択し、山王台における大演説会へ臨んだ⁽³⁷⁾。

しかし、形勢は不利であった。関和知は同日、築地精養軒に革新倶楽部の添田飛雄太郎を訪ねている。加藤友三郎内閣が有力となった今、提携して憲政擁護運動を開始したいと申し入れ、至極賛成であるから協議のうえ返答するとの回答を得ている⁽³⁸⁾。

1922（大正11）年6月11日、関和知は浜口雄幸、下岡忠治らと朝から加藤高明邸を訪問する⁽³⁹⁾。加藤友三郎内閣に決まったことを受け、第二党としての善後策を協議するためである。正午には、本部で緊急の代議士総会が開かれた。関和知も引き続き参加した。幹事長の頼母木桂吉は、中間内閣の出現を阻止すべく死力を尽くし、成立となれば倒壊に努力すると挨拶した。その後、一同は演説会に参加するため築地へと急いだ。

同日午後1時より、憲政擁護大会が催され約2,000人が築地精養軒に集まった。「吾人は変態内閣に反対し誓つて憲政擁護の目的を達成せんことを期す」と決議したあと⁽⁴⁰⁾、衆議院議員を代表して関和知の演説が行われた。彼は加藤友三郎内閣を立憲の趣旨を没却したものと批判し、「斯くの如き超然内閣の出現は国家の不祥事であつて吾憲政史上の一大汚点である」と告げ⁽⁴¹⁾、「六千万国民を無視する如き悪魔の出現」に悲憤すると絶叫した⁽⁴²⁾。国民新聞の山田毅一や、名古屋新聞の塚本象造など新聞記者からの演説もあり、活動を展開するための実行委員として馬場恒吾ら30人が指名された。

1922（大正11）年6月12日、午後1時より加藤高明の自邸に最高幹部会が招集され、若槻礼次郎、片岡直温らをはじめ、武富時敏、早速整爾、降旗元太郎、浜口雄幸と、関和知の総務5人も参加し、今後の党の態度について意見交換を行った。結束を固くし国民へ向けて大運動を起こす方針となった。加藤は「自分も今後一層党の為に盡力する覚悟である」と述べ結束を訴えた⁽⁴³⁾。その後、同日午後3時から本部で緊急の幹部会が招集され、それぞれが腹藏なく意見を披露し合い、結果として、輿論を喚起し中間内閣を排斥するよう努力することで一致した。夜は丸の内海上ビルディングの中央亭で党员との懇親会が行われ、加藤総裁をはじめ約200人が結集した。

3. 海軍大将の変態内閣

3-1. 総裁も出陣の大遊説

憲政会本部は1922（大正11）年6月14日、午後1時より臨時の総務会を開き、武富時敏、浜口雄幸、早速整爾、降旗元太郎、そして関和知の総務たちと、河野広中、安達

謙蔵ら幹部を交えて協議が行われた。そこで大遊説の計画が立てられ、党の立場を訴える文書を全国へ配布することなどが決められた。同日午後2時半、連合協議会に場を移し総務会での決定が披露され、駆けつけた代議士、地方の支部長らと意見を交換した。全員が憂色に包まれていた。

清水留三郎、大津淳一郎から加藤高明が松方正義を訪問した件について質問が出た。関和知がこれに答え、元老が政権の推移について関与することは好ましくないが、政友会の宣伝によって誤解が生じてはいけない、総裁は元老を訪問して憲政会の立場や政策を説明したのであり、「断じて政権に近かんが為めに急遽会見したものでない」と回答した⁽⁴⁴⁾。党员たちはそれぞれが立って悲壮な演説を試み、全会一致で今後の方針としての幹部案を承認した。加藤友三郎内閣に対し、「我党は絶対に之に反対し速かに其の倒壊を期す」との決議を採択した⁽⁴⁵⁾。憲政会の宣伝文書の起草には関和知があたることになった。

6月17日、関和知は憲政擁護演説会に出席するため京都へ向かう。当日は午後1時より、京都市公会堂に約2,000人の聴衆が集まった。横山勝太郎、片岡直温、江木翼とともに関和知も加藤友三郎内閣の非立憲を痛罵した。決議には「政友会の陰謀と一二老人に動かされて国民に基礎を置かず何等の主義なく政策なくして成立したる加藤内閣」という文言が入れられた⁽⁴⁶⁾。

この頃、関和知は『読売新聞』の記者に、加藤高明も民衆と接するため外へ出て演説を大に行うだろうと語っている。政党の総裁らしく全国を遊説する予定であった。総裁も本部に顔を見せるようになっていた。かつて関和知は、加藤について次のように評していた。「加藤子が余り文明政治家に出来上つて居るので、現代的俗悪極まる政界に処しては却つて受けの悪いのが弱点である」⁽⁴⁷⁾。しかし、その弱点を克服してもらわねばならない。週一回は幹部会にも出席してほしいと関和知ら総務は加藤に願ひ出た。こうした動きを、若い議員や院外団も「総裁巷に出づ」として喜んだ⁽⁴⁸⁾。「これ迄は大会へ行くにもほんの御大名行列式であり演説をなすも観兵式的だつたのだがこれからは野次を相手にして大いに憲政の為に説かれるのである」と関和知も期待をかけた⁽⁴⁹⁾。

1922（大正11）年8月3日、地方長官会議で水野錬太郎内務大臣から訓示があった⁽⁵⁰⁾。欧州大戦後、消費について節制が失われ、社会の綱紀が弛んでいる。官公吏についても心事を廉潔公明せねばならないと語った。関和知はこの訓示を「吾人の深く多とすところ」と評価し、前内閣とは異なると考えた。地方の党弊も視野に入れており、政友会にとって痛手になるのではないかと期待をかけた⁽⁵¹⁾。

とはいえ、手を緩めたわけではない。1922年（大正11）年7月16日、芝公園の大隈重信銅像前で憲政擁護民衆大会が開かれた。前日には30万枚の宣伝ビラが市中に撒かれていた。当日午後2時、炎天下に聴衆1万人が続々と訪れ、和服姿の河野広中が現れ

会長席へ着くと宣言、決議を可決し、関和知ら弁士が立って壇上に獅子吼を放った。終盤、真鍋儀十の過激な論調に警察から降壇が命じられ、群衆は横暴を叫んで総立ちとなった。場外も含めると3万人が集結していたという。翌日、関和知は千葉へ帰郷する。7月18日午前11時、梅松別荘で憲政会千葉支部の臨時大会が催された。千葉県選出議員の関和知、鶴澤宇八はもちろん、河野広中、浅賀長兵衛、川崎克が駆けつけた。県会議員を含め約100人が出席した。変態内閣を痛撃する決議を採択後、演芸館にて大演説会を開いた。

8月に入り1日は栃木県黒羽町、2日は黒磯町で演説会が催され、山道襄一とともに関和知が特派された。5日は午前10時から、築地精養軒で憲政会の総務会が開かれ、武富時敏、浜口雄幸らとともに関和知も出席した。9日午後3時は本部で幹部会が開かれ、遊説の計画が定められる。関和知は8月13日、市議選応援のため横山勝太郎と横浜市へ派遣されることになった。19日の幹部会では、来月の東北大会へ出席することが決まっている。

9月6日、丸の内の中央亭で在京代議士の懇親会が開かれた。加藤高明総裁をはじめ幹部が列席した。翌日、関和知は栗山資四郎と千葉県大網町を訪れている。青年大会へ出席するためである。9月16日は予定どおり、上野駅午後9時10分発の列車で関和知は加藤に随行して東北へ向かう。翌日の朝、一行は米沢駅に到着した。午前10時に物産陳列場を見学を訪れ、その後、市長や物産組合長らと昼食をともにした。午後2時、憲政会の東北大会が開始され、門東町の松岬劇場に開かれた演説会に総勢2,700余名が集まった。加藤は1時間半におよぶ長広舌をふるった。さらに午後6時、松岬劇場と常盤館の2か所で公開の大演説会を催し、それぞれ3,400人、2,300人の聴衆を集め、押し寄せる人々が場外にあふれる活況のなか関和知も熱弁を披露した。また、9月20日は正午より、仙台市の仙台座にて宮城支部総会が開かれ、加藤ら東北遊説の一行が合流した。豪雨にもかかわらず午前10時の段階で約1,000人の来場者を集め、江木翼、関和知は力を込めて演説した。

こうしたなか、明治期の自由民権運動で活躍した郷里の先人、桜井静の記念碑が1922（大正11）年4月3日、千葉寺に建立されることになった⁽⁵²⁾。関和知や鶴澤宇八、鈴木久次郎、中村尚武や吉植庄一郎ら、千葉県の政治家が党派を超えて発起人となった。河野広中、杉田定一もそこへ加わった。9月23日、関和知は河野とともに千葉市へ赴き、桜井の建碑除幕式へ参加した。

一方、憲政会の大会は続行中である。1922（大正11）年10月7日午後2時より幹部会を開き、加藤高明総裁をはじめ幹部らが列席して、第二期遊説計画を協議した。10月13日は午後6時より九段富士見軒で幹部会が催され、河野広中、浜口雄幸、早速整爾らと関和知は晚餐をともにし、第二期の全国遊説を徹底的に押し進めることで一致し

た。関和知は10月17日から4日間、江木翼とともに山口県での遊説に向かう。11月4日は、福岡県11区の補欠選挙で河波荒次郎を応援するため、若槻礼次郎が甘木町で演説会を開き、11月5日には関和知ら数名が応援に駆けつけることになった。12月9日に富山市で開かれる大会には本部から関和知が派遣され、支部会のあと富山ホテルで演説を行っている。

その2日後、12月11日に『朝鮮及満洲』の記者が関和知を憲政会本部に訪ねている。幹部室の丸テーブルで関和知は原稿用紙になにかを書きつけていた。かたわらには昼食後の空のどんぶりが置いてあった。幹部会が午後2時から予定されていた。彼は記者を連れて小会議室へ行き取材を受けることにした。朝鮮の情勢について問われた関和知は、あまり気乗りしない様子で「さア、これと云つて考へても居りませんが……」と沈黙した⁽⁵³⁾。記者が話題を広げしばらくすると彼もやや打ち解けて、山東半島の支那への返還について日本は面目を失ったと語り、徐々に勢いを増して右手でテーブルをつつきながら、山東半島を還付した途端に日支協約の破棄を訴え、支那側は租借地や満鉄にまで介入してきたと述べ、日支協約、つまり二十一カ条の要求がなければ今頃、日本の満洲における権益はどうなっていたことか、大隈重信内閣の外交がなかったならば、満洲を放棄することになっていただろうと熱弁をふるった。

その年の暮れ、1922（大正11）年12月25日、憲政会は本部に代議士総会を開く。加藤高明総裁は関和知を院内総務に指名し復歸させた。院内総務はほかに安達謙蔵、頼母木桂吉、田中善立、三木武吉が就いた。関和知は憲政会本部の総務でもあったが、院内総務にも指名され、それだけ加藤から重視されていたとも言えよう。『東京朝日新聞』には「資性重厚にして各方面に触りがよく過去一箇年の間全国遊説に文字通り席温まるの暇なく弁説も愈お手のものとなつたから当代表演説者には適任を得た」と評価された⁽⁵⁴⁾。また『大阪毎日新聞』でも、最初は百姓みtainな男だなどという印象をもつが、演説を試みれば「政務的演壇の勇将」であり、下院の異彩であると記されている⁽⁵⁵⁾。ただし、党人としては上品すぎるだろうとの評価もあった。

関和知は「大正十二年を迎へて」という『東京朝日新聞』の特集で新年の抱負を述べている⁽⁵⁶⁾。政治は活ける国民の思想感情を代表せねばならない。超然主義の中間内閣は立憲の常道に帰るべきである。そうでなければ自然に反する恐るべき禍患を見るにいたるだろう。年が明けて1923（大正12）年1月6日、憲政会は本部で祝宴を催した。富士山麓の党員からイノシシー頭が贈られ、党員に振る舞われた。関和知は総務として「早や天下を取つた気分で大に祝杯を挙げて貰ひ度い」とほろ酔いで挨拶し、加藤政之助が憲政会万歳と発声して、代わる代わる短い演説を披露し大いに氣勢をあげた⁽⁵⁷⁾。

すでに新年早々、1月4日に東京本郷区の補欠選挙を応援するため、箕浦勝人、三木武吉、横山勝太郎らと出かけている。1月10日には大阪出張から帰京し、14日午後2

時より開かれた幹部会へ出席，議会対策を話し合った。内閣不信任案の方針を決め，説明者に関和知，賛成演説者として望月小太郎，山道襄一があたることになった。

1923（大正12）年1月20日に，普選記者同盟会が日比谷松本楼で在京記者大会を開催することになった。関和知もこれに合わせ『東京朝日新聞』に談話を載せている⁽⁵⁸⁾。普選運動は衆議院の内外で繰り返され，5年ほど続いている。世間はやや普選運動に倦怠の感じで，こうしたことを国民は執着をもって持続することができない。本能主義，享楽主義の気風が助長され人心が墮落している。このような事態を招いたのは政友会内閣が人心を抑圧してきたからであると語った。

翌日，1月21日は午前11時から本部において評議員との連合会が開かれた。大会へ向けた宣言，決議を可決したあと，午後1時から憲政会の大会が開かれ500人ほどが出席した。終了後，東京会館で加藤高明は茶話会を開き約700人を招待している。武富時敏の謝辞のあと，関和知も院内役員を代表して演説を試み「我憲政会は道理を求めて生くるのであるから諸君は大に忍耐して天下の重きに任じて貰ひ度い」と一同に告げた⁽⁵⁹⁾。その後，午後6時から築地精養軒において地方代表の議員を招待した懇親会を開催した。

3-2. 日支郵便約定に関する緊急質問

すでに，1922（大正11）年12月27日から第46議会が始まっている。憲政会は翌日，午前10時より院内の控室に議員を集めて総会を開き，今後の方針を協議している。そして，議長不信任決議案を革新倶楽部と連携して出すことを決め，田中善立がその交渉過程を説明した。また，地租及び営業税の廃減税案についても諮られ，関和知は「諸君の御同意を得たいと思ふ，尚本案は今議会の重大案で諸君の御奮闘を願ふ次第である」と述べ，その内容を朗読し，採決の結果，字句の修正を経て満場一致で採用となった⁽⁶⁰⁾。法案は総務が提出者となり，同日中に衆議院へと回された。

この議会で関和知が登場するのは翌年，1923（大正12）年である。2月1日午前10時から憲政会は院内の控室で緊急の幹部会を開いている。枢密院と政府とのあいだに起きた上奏問題について，その内容が報道されているにもかかわらず，政府の態度があいまいなため，関和知が改めて追及することになった。

ワシントン会議の付帯決議にともない，中国にある日本の郵便局が撤退することになり，日本は北京政府と郵便に関する四約定を交わした。しかし，調印前に枢密院へ諮詢しなかったことが問題となり，枢密院と政府が対立，摂政は双方に和解を求める御沙汰書を発した。いったん解決したかに見えたこの問題は，1923（大正12）年1月24日，貴族院本会議で憲政会の江木翼が質問を行い，それに対する首相の答弁により再燃する。加藤友三郎が，調印ではなく天皇の裁可により発効したと述べたため，調印による

発効を前提に、調印前に諮詢がなかったことを問題としてきた枢密院の立場が危うくなった。

2月1日午後1時14分より衆議院本会議が始まった。関和知はさっそく「日支郵便約定に関する緊急質問」を発した⁽⁶¹⁾。憲政会側は総理大臣の出席を求めたが、大臣も含め予算総会に出席中であった。関和知は追及する相手も不在のまま登壇することになった。

それでも、極めて重大な問題なので総理大臣の答弁を求めたいと訴えた。すでに日支郵便約定については議論になっている。政府と枢密院のあいだに意見の相違があり、衝突を起し、その結果、聖断を仰ぐことになった。問題はこの枢密院と政府に天皇から勅諭を賜ったことにある。その内容は本来、知りえないものであるが、新聞には報道されている。それによれば、政府になんらかの過失があったようである。御沙汰書が本当に報道されたようなものであるのかどうか。もしその通りであるなら、政府はどのように責任を取るのか。その内容は公表されるべきであると追及した。

その場にいた外務大臣の内田康哉は、すでに総理大臣が貴族院で答弁しているように、公表することはできないと答えた。関和知はこのような重大な問題を枢密院と政府だけで把握し、秘密にすることはできないだろうと自席から迫った。新聞の報道に誤りがないというなら大臣は責任をとらねばならないはずである。政友会は「答弁の必要なし」「無用」と騒ぎ立て、内田は登壇し「答弁は是れ以上に致し兼ねる」と短く述べて打ち切った。関和知もそれ以上追及せず、あっけない幕切れとなった。とはいえ、新聞各社はこのやり取りを報じ、たとえば『東京朝日新聞』は「内田外相例に依つて秘密一点張りで逃げを張り憲政会でナンと野次つても振り向きもせず」と伝えた⁽⁶²⁾。

3-3. 内閣不信任決議案

1923（大正12）年2月12日、本会議が終了したあと、憲政会は幹部会を開き、内閣不信任案について検討した。その結果、関和知が理由を説明し、望月小太郎、山道襄一、野村嘉六で賛成演説を行うことが決まった。その2日後、2月14日午後2時より、参集した幹部は議会対策について協議した。政党に基礎をもたない現内閣は憲政の常道に反しているとして、内閣不信任案を提出することを改めて確認した。その決議案は2月15日の本会議に上程されることになった。『東京朝日新聞』には「関君もすつかり弾劾演説家を自任する」と報じられた⁽⁶³⁾。

一方、憲政会と革新倶楽部の弾劾案に対し、反対演説を予定していた政友会総務の床次竹二郎は、議案に朱線を入れながら「何でもありませんよ、それに毎年の事で面白くもかしくもありません」と余裕の表情を見せていた⁽⁶⁴⁾。

そして2月15日午後1時15分、衆議院本会議の傍聴席はあふれんばかりの人で埋め

尽くされた。関和知が登壇する。「現内閣の政治的生命に向って最後の宣告を与へたい」と冒頭から斬ってかかった⁽⁶⁵⁾。憲政会側の議席から盛大な拍手が湧き起こった。第一に憲政の本義に基づく内閣ではない、第二に国務を託せるような能力がない。国民が選んだ代表者で議会を作り、その議会に基づいて政府を作るという、国民の意志が反映された政府でなければ、立憲政治の本義にかなった内閣とは認められないと関和知は主張した。また、この超然内閣を支えている政友会に対し、自らの内閣も維持できない「如何に無力なる多数であるか」「一文半銭の価値なき多数である」などとこき下ろした。

政友会の三善清之はいても立ってもいられず、木村清三郎の席まで移動して、関和知に野次を怒鳴り立てた。憲政会からは「ゴリラ黙れ」との叫び声上がり、議場は爆笑に包まれた⁽⁶⁶⁾。関和知はかまわずに続ける。行われるべき施策についても、行財政の整理は進まず、公共事業を党勢拡張に利用し、その綱紀粛正もなされていない。また、普通選挙に対する態度も、調査会を開いて研究していると言いつくすばかりで、いたずらに日を費やし閑却してきた。外交問題も「先見が無かった、外交上の洞察力が無かった」と述べ、無責任で失態を演じていると批判した。そして、つい最近、取り上げた日支郵便約定の問題を蒸し返す。枢密院を欺き、衆議院を欺き、恐れ多くも優詔を賜り、国民に向かつては一切説明もしない。「公表し能はざる所の失敗か過失か、現内閣の当局者にあった、而して其公表に依って国民に対しても枢密院に対しても、又陛下に対して内閣は畏多い事があるからこそ、之を公表することが出来ないと、遺憾ながら吾々は実に忍びざる感がある」と告げると、野党側は拍手で応援した。関和知は1時間30分にわたる長広舌を展開し、憲政会総務の役割を果たして降壇した。

その後、革新倶楽部からも趣旨説明が行われ、いよいよ政友会から床次竹二郎が立ち反論を仕掛けてきた。政党内閣でなくても政策が一致すれば支持すべきであると主張し、また、政府の外交政策を擁護しようと話し始めるが、「何を言ふか分らぬ」などと野次が飛んで議場は騒然となってきた⁽⁶⁷⁾。床次も「是から段々分って行く」と述べて演説を続けようとした。しかし、大隈内閣時代の対華二十一ヶ条の要求を取り上げ、支那における排日運動に口実を与えたと非難すると、「黙れ」「止せ〜」などと野次が飛び、またしても議場は騒然となる。副議長の粕谷義三は「諸君静粛に……」「静に願ひます」「静粛になさい……」と立ち上がってなだめにかかるが、議場はまったく静粛にならない。改めて粕谷は一言申したいと告げ、言論を尊重するよう注意を促し、ようやく床次は続きを發することができた。

続いて、望月小太郎が憲政会の決議案に賛成すべくシャナリシャナリと登壇したが、今度は政友会が妨害した。もはや議場の混乱は頂点に達していた。望月は静かになるまで演壇を降りぬと顔を真っ赤にして頑張り、副議長の粕谷義三も「どうぞ静粛に為されまして御聴きあらむことを願ひます」とは言ったものの、議場からは「謝まれ謝まれ」

「降りろ降りろ」などの叫び声があがり、たまりかねた粕谷はついに午後4時8分休憩を宣言するにいたった。控室は大騒ぎであった。関和知の演説を謹聴したにもかかわらず、床次竹二郎のときは騒ぎ立てたとして政友会側はいきり立っていた。それぞれが休憩のあいだに飛び回り交渉を行うも、うまく調整がつかなかった。各派交渉会から憲政会控室へ飛んで帰った三木武吉は「妨害するなら妨害して見ろ」と息巻いた⁽⁶⁸⁾。

午後4時59分、本会議が再開されると、副議長の粕谷義三は、休憩前の光景をはなはだ遺憾であるとし、冒頭から議場に注意を与えた。しかし、「政友席一斉に卓を叩き羽目を鳴らして喧騒の限りを盡し」⁽⁶⁹⁾、再び望月小太郎が登壇するも「やれるならやってみろ」「早くやれ」「降りろ降りろ」などの声に立ち往生し、望月は「是が国民の代表の……立法政府の光景であるか……」と発言はとぎれとぎれにしか聞き取れなくなった。政友会の妨害は「音響凄じく議場を揺がし耳も聾する」ほどであった⁽⁷⁰⁾。粕谷はもはやこれまでと観念し、議院法88条によって議事を中止、本日は散会とする旨を宣言した。政友会の議員たちは「万歳」を叫び立てた。

3-4. 軍艦天城建造の不正を追及

1923（大正12）年3月2日、関和知は丸の内の東京会館で新聞記者を交えた懇親会に出席し、望月小太郎らと演説を行った。加藤高明総裁をはじめ100余名が出席した。また、3月19日は、憲政会、革新倶楽部の両派が烏森の湖月楼に懇親会を開く。関和知や頼母木桂吉、田中善立、三木武吉らが出席し、再会を申し合わせた。

そして、3月26日の衆議院本会議に再び関和知が登場する⁽⁷¹⁾。第46議会の最終日である。議事の第31に「決議案（安達謙蔵君外四名提出）」とある。軍艦天城の建造について不正の責任を追及する予定であった。総理大臣兼海軍大臣の加藤友三郎を議場へ呼び出し、関和知が説明に立つ。

戦闘巡洋艦天城の建造について、東京瓦斯電気工業と請負事業の契約が交わされていた。1921（大正10）年1月から12月にわたり犯罪が行われたという。すでに予審における調書が公表されていた。請負事業の内容は12種74か所の造船材料の鑄造であり、監督官を欺き不正の試験品に検印を打刻して納入したという。最近、これに関与した工員が有罪の判決を受けた。「是は決して尋常一様有触れたる犯罪事件と看することは断じて申出来ませぬ」と述べ、関和知はいよいよ責任追及の戦端を開き、予審調書を引用しながらその不備について逐一指摘を重ねていった。

そもそも、軍艦に必要な部品を製造する能力がない工場に発注していることに加え、不正行為を取り締まり、製品の検査を監督すべき海軍の将校がその職責を果たしていないと批判する。「斯の如き設備不完全なる工場に注文品の製作に堪へないと云ふが如き其会社に、我が当局は知って斯様な契約を致したのであるか、若し此事実を知って契約

を致したと云ふことであるならば、是は余りに無責任極った、迂闊と言はうか、国防の大事を弁へないと言はうか、実に言語道断の沙汰であります」と関和知は断罪する。職工がごまかして、海軍の将校がだまされたという単純な問題ではない。そもそも水準に達し得ない工場に発注している。つまり、海軍にこそ責任の発端がある。憲政会の野田文一郎や、革新倶楽部の高木正年からなされた質問に、海軍大臣、海軍次官は適切に答えていない。その答弁はあいまいかつ無責任である。現場の処分で済まされるものではなく、「政治上の責任は今尚ほ儼として存在して居る」と関和知は告げ、もし責任を取らないとすれば、それは軍隊の同胞兄弟に対して同情に堪えないと訴えた。

そろそろ議場がやかましくなってきた。関和知は政友会のほうに向かい、なぜやかましく騒ぎ立てるのか、「諸君は此不正事件に共同の責任を持って居るとでも思っているのですか」と皮肉をかました。「しっかりやれ」「簡単々々」など、叫び声で議場は騒然となった。議長の粕谷義三が「諸君静粛に御聴なさい」と注意する。関和知はさらに、政友会が無責任にこの決議案を葬ることが、政界の腐敗、墮落につながると述べ、「此腐敗墮落の事実は最近政友会内閣の時代より、実に因襲的に且つ伝統的に、益々其腐敗を増すやうになって来た」とぶち上げた。もはや議場も黙っていない。議長の制止も聞かず野次を飛ばし騒ぎ立てた。もし首相の加藤友三郎男爵がわれわれの尊敬する武士道を体得したところの軍人であるなら、政友会が何としようとして潔くその責任を自覚されるだろうと言いつつ、関和知は降壇した。

続いて高木正年が同様の問題について追及し、首相の加藤友三郎が答弁に立つ。不正行為があったことは認めるが、海軍は十分な調査を行っており、また部品についても再検査をして不合格のものは作り直させていると説明し、事件の全容はまだ調査中のため、現段階でどれほどの責任を監督官に求めるか、まだ結論が出ていないと述べた。議場からは「自分の責任はどうだ」という叫び声が上がった。

岩崎勲が質疑終結の動議を出し、賛成者多数が起立するなか、蒙古王の異名をとる佐々木安五郎が発言を通告していたとして、議長の許可も得ずソソソと登壇し、議長の粕谷義三は「佐々木君、降壇を命じます——許しませぬ」とすかさず注意を与えたが、佐々木はその場に踏ん張り従わなかった⁽⁷²⁾。議場は騒然となり、降壇を連呼する議長の声と、「質疑の通告をして居る」という佐々木の主張が飛び交い、粕谷はもう一度、終結を図って賛成者の起立を求めざるを得なくなった。その間も「異議あり」との声は絶えず、ついに粕谷は佐々木安五郎に退場を命じた。「諸君——諸君——佐々木君は議長の命令に従ひませぬ」と叫んだ粕谷は佐々木を懲罰に付すと告げ、休憩を宣言するはめに陥った。休憩といっても、時刻はすでに夜の9時をまわっている。

それでも降壇しない佐々木安五郎に、突如、政友会の山口義一が駆け上がって佐々木を突き飛ばした⁽⁷³⁾。中野寅吉、春日俊文、中島鵬六、樋口伊之助、舞田寿三郎、小泉

又次郎が壇上へ飛び上がり、春日が中野の頭を殴って大げんかとなり、樋口は佐藤啓の名札を奪って小泉へ投げつけ、佐々木は蹴られたり殴られたりしながら首相の席の前へ転がり落ちた。水瓶の盆で手当たり次第に殴る議員など、言論戦ではなく白兵戦が繰り広げられ議場は修羅場と化した。政友会側も樋口を壇上より引きずり下ろし、野党側も退席して午後9時30分頃、守衛が総出で押し止め、ようやく事態は沈静化した。

三木武吉は岩崎勲の質疑終結の動議に対し、さっそく異議申し立てを行った。そこで休憩後は再度、質疑終結が成立するかどうか記名投票で決することになり、投票総数322、可とする者213、否とする者109で質疑は終結となった。議場は殺気立っていた。もちろん、佐々木安五郎は黙っていない。一身上の弁明として登壇し、「我輩の言論を圧迫するのぢやないかと思ふ」と反論を述べた⁽⁷⁴⁾。その後も先ほどの騒乱について、壇上で暴れた議員の懲罰動議が出されたり、それがまた撤回されたり、議事の進行について発言が求められたりと揉めに揉める。いくばくかの討論の後、議長の粕谷義三は「諸君、最早十二時になりまして、会期は茲に盡きました」と宣言し、この案件については未決のまま議事を終了することとなった⁽⁷⁵⁾。

こうして関和知の演説はめっちゃくちゃにされてしまったが、彼は『憲政公論』1923（大正12）年5月号に「首相直轄下の綱紀紊乱——軍艦天城建造に関する不正事件」と題した論考を寄せている。改めて事件の概要を説明し「国防の大事を弁へない言語道断の沙汰」と切って捨て⁽⁷⁶⁾、職工が監督官を欺き不正を犯したことになるが、そもそも製造能力のない工場へ発注しているわけであるから、海軍省の責任は免れないと断じている。また、貴族院、衆議院での答弁が「何れも要領を得ざる曖昧無責任極まるものであつた」と振り返り⁽⁷⁷⁾、シーメンス事件の際には山本権兵衛伯は引責処決したのであるが、加藤友三郎首相は関係者を処分し、損害を賠償すれば責任は負えるものと考えている。そうはいかない、潔く陛下に罪を謝し、国民の前に責任を明らかにするのが当然であると主張した。

3-5. 変態内閣の倒壊を期す

関和知は憲政会総務として1923（大正12）年3月28日の『読売新聞』へ談話を載せた⁽⁷⁸⁾。第46議会は、加藤友三郎内閣が中間内閣であることから、政党間における「真剣味を帯べる論争」が少なかった点に特色がある。とはいえ、超然内閣が議会に基礎をもたず失敗であることは国民の前に明らかとなった。また、政友会が与党として不合理的な援助を行うのも、内閣が存続しなければ政友会の勢力を維持できないと感じているからだろう。いずれにせよ現内閣はこの議会をもって終わるであろうと関和知は予想した。

また、『憲政公論』において「超然内閣排撃の巨弾」を掲載し、国民の意志を代表す

るものでなければ立憲政治とは呼べないと書いて、加藤友三郎内閣を批判した⁽⁷⁹⁾。確かに、内閣が衆議院に基礎をおかねばならないとは憲法に記されていない。しかし、實際上、国民の信用を基礎としなければ政治を行うことはできない。大命を拜しても重責をまっとうできないのである。また、過渡期なのでさまざまな政府があってもよいという意見もあるが、実際、超然内閣の政治は失敗している。伊藤博文や桂太郎も政党を組織しようとした。それは国民を基礎とした議院内閣が必要であると考えたからである。超然内閣であっても政友会が与党であればよいとはいえない。政友会内閣は瓦解し、高橋是清総理は人心を失っているからである。このように理路整然と政党内閣の必要性を関和知は訴えた。

さて春を迎え、全国遊説の季節が巡ってきた。憲政会はさっそく3月29日午後2時より本部で会合を開き、遊説の計画を立てた。関和知は4月4日より栗山博と福島県をめぐり、4月12日に田中武雄と姫路で演説会を行う予定となった。また、3月末には、地元、千葉県千葉郡の吉橋良之助、土井嘉平ら100人を河野広中、関和知の紹介で憲政会へ入党させている⁽⁸⁰⁾。

予定どおり4月4日、関和知は福島県小浜町で栗山博の議会報告演説会を応援し、翌日4月5日は福島県の本宮町、二本松町、4月6日は郡山町へと遊説に出かけている。4月9日、関和知は三重県の上野町へ向かい、川崎克の議会報告演説会を応援している。4月17日、18日は川崎とともに亀山町、松阪町などをめぐって演説会に参加した。関和知は参宮鉄道の大惨事について言及し、「今回の惨事は前方の機関車が脱線した所へ後方の機関車が後から押し懸つて客車を圧迫し潰して了つた為め此の惨禍を見たのである、加藤内閣が脱線内閣で先きに立つて客車を引き後から政友会と云ふ魔力に富んだ機関車が後押しをするのだから中に挟まれた国民が憂目を見るのも無理はない」と語り、満場から喝采を浴びたという⁽⁸¹⁾。

1923（大正12）年4月25日、後藤新平が「対露問題等に関し用務多忙を極めて居るに加へ身辺上に就ても相当考慮を要すべき事情に迫られて」東京市長の辞任を表明した⁽⁸²⁾。これについて関和知は談話を発表し、「半狂的行動」ではあるが驚くにはあたらないと述べ、後藤では日露外交に成果はおぼつかない、たとえ尼港問題を解決したとしても日本の権威を失墜させるばかりであると批判した。関和知は『又新公論』の特集にも意見を寄せ、ソ連との通商が大連会議、長春会議を経ても実現していないと不満を述べ、寺内正毅内閣以来、対露政策は伝統的に失敗してきたと非難した。シベリア問題は軍事に偏りすぎ、経済を主としていない。「強ひて伝統的の政策に囚はれる事なく、場合に依つては之が承認を英米等の与国に提議するも可なり」と記し、一日も早く通商の道を開き経済的提携を結ぶことが、平和においても必要であると主張している⁽⁸³⁾。

さて、憲政会の関東大会が1923（大正12）年4月29日、埼玉県熊谷町において開か

れた。関和知も参加し演説を行った。約3,000人が来会する盛況となった。5月6日には神戸へと向かう。その足で、大阪市で開かれた憲政会の近畿大会へ出席する。5月9日午前10時半より中央公会堂において始まり、加藤高明総裁をはじめ、若槻礼次郎、江木翼、山道襄一らが参加した。約3,000人の党員が出席し非常な盛況となった。支部総会のあと加藤の演説があり、正午過ぎに大会を終え、午後1時より内閣弾劾の大演説会が催された。関和知も長広舌をふるった。翌5月10日、11日、12日は神戸へ戻り、野田文一郎の議会報告演説会を応援している。5月19日は、再び田中万逸と大阪へ向かった。5月20日は田中、佐竹庄七らと藤井寺へ遊説に出かける。5月21日も河内郡をめぐり、5月22日に吹田町、茨木町へと北上した。5月23日は池田町、岡町を攻めた。

同日午前11時、首相官邸では地方長官会議が開かれていた。そこで加藤友三郎首相の訓示が披露された。加藤は「辞職する意思は毛頭もつて居ない」と断言した⁽⁸⁴⁾。これについて関和知は、「加藤首相の訓示を嗤ふ」という記事を機関誌『憲政』に寄せて批判する。ワシントン会議の結果は屈讓外交であり、ロシアとの交渉もうまくいっていない。内政においては「一面政友会の歓心を買ひ一面内閣維持の方途を講ずる」だけで、加藤が当初掲げていた政策はことごとく実現していない⁽⁸⁵⁾。綱紀肅正など百年経っても実行には移されないだろう。最後に、政変の噂を否定したことについて、「耳を掩いて鈴を盗む」ごときのものであると断罪した。

さて、関和知の地元、千葉県において1923（大正12）年5月27日、午前11時から猪鼻館で非政友連合大会が開かれた。500人ほどが参加した。憲政会から関和知のほか、三木武吉、中原徳太郎らが派遣された。憲政会の千葉支部長・鶴澤宇八が座長につくと、「速に変態内閣の倒壊を期す」と決議を採択したのち、午後1時から2,000余名の聴衆を集め演説会が開かれた⁽⁸⁶⁾。5月28日、千葉県北條町での非政友演説会には、野村嘉六、小林勝民らが駆けつけた。

『東京朝日新聞』特派員の「各地政情視察記」で千葉県は中央政界の波動を受けやすい場所とされ、かつては自由党の星亨、千葉禎太郎らに対し、改進黨の関五郎右衛門らが対抗していたと記されている⁽⁸⁷⁾。現在は政友会に吉植庄一郎、鶴澤総明、憲政会に関和知、鶴澤宇八らがいって覇権を争っている。道路、鉄道などで政友会は地盤を拡張させている。憲政会はそれを批判するばかりで地方問題を解決していない。その力関係は政友7、憲政3と評価された。そして「憲政派は何となく上品であるが之と共に党勢拡張に対しても拙劣である」と指摘された⁽⁸⁸⁾。

1923（大正12）年6月4日に憲政会の東京支部評議員会が本部で開かれ、50人ほどが出席した。関和知も若槻礼次郎、浅賀長兵衛らとともに出席し挨拶した。非政友各派の連合による現状打破同盟大会が6月10日午後2時から上野精養軒で催され、憲政会、

革新倶楽部，新聞記者ら約 1,500 人が結集した。翌日は神田青年会館で演説会があり，聴衆は約 3,000 人を集め，高木正年や山田毅一らと関和知も壇上に登った。次いで 6 月 13 日はその実行委員会が開かれ，銓衡委員として下岡忠治，関和知，関直彦ら 7 人が選ばれている。6 月 15 日には芝公園内にある永平寺にて演説会を開催し，加藤政之助とともに熱弁をふるった。

7 月には九州まで足を伸ばす。1923（大正 12）年 7 月 9 日，佐世保市で川副綱隆の議会報告演説会を応援した関和知は，まず外交について，支那で排日運動が盛んとなっているが，そもそも 1915 年，大隈重信内閣のとき二十一カ条の要求が成立している。これにより日支両国の政治的懸案は根本的に解決されたと説明した。政友会は当時，支那の感情を害したとして反対したが，この条約がなければ日露戦争の戦果，日本の支那における利権は確保できなかったろう。その後，1921 年，ワシントン会議において山東問題が浮上したとき，無条件の還付を政友会内閣が許した。少しずつ支那の感情は増長し，二十一カ条の破棄を求めるにいたっている。「原式内田式の屈讓外交，支那人の鼻息を視ふに之れ急なる支那本位の外交」と関和知は非難する⁽⁸⁹⁾。さらに，対露外交も失敗していると述べ，ソ連との通商開始がうまく進んでいない点を指摘し，加藤友三郎が政略のために演じたものではないかと疑いをかけた。内政については地租委譲を取り上げ，政友会の「党略の出来心」として，財源もないのに減税するという方針を批判した⁽⁹⁰⁾。首相は政友会の面目を保つため調査中ということにしているが，結果は明らかだろう。「党略を弄して自殺の余儀なきに至れるは，寧ろ政友会多年の横暴非行に対する天罰」と関和知は断罪する⁽⁹¹⁾。

その月のなかば，再び本拠地の千葉県へ戻り，7 月 14 日と 15 日，関和知は鶴澤宇八，高橋久次郎らとともに匝瑳郡を遊説している。千葉でのこうした活動に応え，安房郡佐久間村の安房革新会副会長である黒川藤太郎ほか 50 余名が，7 月 17 日，関和知と森脇源三郎の紹介で憲政会へ入党した⁽⁹²⁾。

8 月は北へ向かう。1923（大正 12）年 8 月 1 日から 4 日にかけて，関和知は秋田県土崎港町，船川港町，五城目町，山形県新庄町などを遊説している。土崎港町は村山喜一郎の本拠地で，落選後，投票偽造事件が発覚し町民の怒りを招いて騒擾が起こった土地である。関和知は「土崎町は我憲政会に取りては最も悲壯にして且つ光榮ある戦場」として欧州大戦のヴェルダンの戦いになぞらえて奮戦をねぎらったため⁽⁹³⁾，1,000 人あまりの聴衆のなかには感激して涙する者も少なくなかったという。

4. 臨時法制審議会——普通選挙を目指して

1923（大正 12）年 6 月 23 日，政府は閣議で選挙法改正について臨時法制審議会へ諮

問することを決めた。首相の下に設置される諮問機関で、総裁、副総裁のほか30人以上の委員と臨時委員を置くことができた。6月29日、関和知は衆議院議員選挙法改正案審議に関する臨時委員、すなわち普通選挙法案を話し合う会議への出席を承諾した。

7月10日、政府は午後1時30分より、首相官邸で臨時法制審議会を開いた。関和知も出席した。諮問第五号として、「衆議院議員の選挙に関する法規を改正するの要なきか要ありとせば其の綱領如何」との議題が出された⁽⁹⁴⁾。関和知はその主査委員として指名され、審議に加わることになった。委員長には互選のうえ倉富勇三郎がついた。

7月21日に開かれた臨時法制審議会の主査委員会で、関直彦が普通選挙を即時断行すべきかどうかについてまず審議すべきと発言し、関和知もこれに賛成の声をあげる⁽⁹⁵⁾。まずは納税資格と年齢、性別の制限について審議することになった。

その後、8月24日に加藤友三郎首相が病死し、その8日後、9月1日に関東大震災が発生、翌日、第二次山本権兵衛内閣が発足する。臨時法制審議会もしばらく招集されず、その間、憲政会、革新倶楽部、庚申倶楽部の三派は、それぞれの主査委員を交えて協議を行うことになり、10月23日午前10時、議員倶楽部で会合を開いた。憲政会からは関和知と下岡忠治が出席した。審議会で三派が協調して進むことを確認した。

同日午後、首相官邸で臨時法制審議会の主査委員会が再開される。いよいよ投票の納税資格について議論が行われることになった。撤廃を主張する委員が多く、その方向に決定した。ただし、政友会の松田源治、小川平吉らは世帯主を条件とし、また小野塚喜平次、花井卓蔵らは義務教育を条件とするなど詳細については意見の相違もあった。関和知は美濃部達吉に賛成して無条件納税資格撤廃を求め、家族制度を乱すものではないと主張した。「普通選挙の性質上独立の生計若くは世帯主等の如き煩雑な条件を付する事は不可能である」と述べた⁽⁹⁶⁾。こうして出席者22人中、無条件納税資格撤廃を可とする者14人、世帯主の条件を付するという者3人、独立の生計を付するという者8人、義務教育の制限を付するという者6人で、無条件納税資格撤廃に決定した⁽⁹⁷⁾。

とはいえ、関和知は女性に参政権を付与することには反対した。1923（大正12）年10月27日の主査委員会で、美濃部達吉が女性にも同様の参政権を付与する必要があると提案したが、松田源治、江木千之、副島義一、小野塚喜平次、下岡忠治、関直彦、そして関和知はそれぞれに反対意見を述べている⁽⁹⁸⁾。女性に参政権を付与することは将来にわたって反対するものではないが、今日の国情に鑑みてただちに認めることはできないという考えであった。結局、美濃部の提案は多数にて否決されている。

11月5日に開かれた臨時法制審議会の総会では、鶴澤総明が20歳以上の学生生徒に選挙権を付与すべきと修正動議を出したが、松田源治が20歳では思想がまだ定まっていないと反対し、関和知も25歳が適当であるとして、採決の結果、学生生徒は25歳以上に選挙権を付与することが決まった⁽⁹⁹⁾。

翌日、11月6日、主査委員会の議題は選挙区制に移る。まず、関直彦が大選挙区制に戻すべきと主張した⁽¹⁰⁰⁾。小選挙区制は競争が激しく選挙費用も必要で弊害が多いと訴えた。これに対し、鶴澤総明は小選挙区制のほうが政見を区民に伝えやすいと反論し、不正についても小選挙区制のほうが取り締まりやすいと述べた。美濃部達吉は大選挙区制の比例代表を支持し、小野塚喜平次はまず六大都市に限って大選挙区制の比例代表を試みてはどうかと修正案を出した。松田源治は大選挙区制のほうが弊害が多く、選挙人と候補者の関係を薄いものにするに反対し、現状の小選挙区制を維持することを訴えた。関和知は競争が激烈で買収も行われやすいと小選挙区制に反対し、「一区域小範囲に固定して情実的専制政治に陥るは憲政の本旨でない」と述べて、大選挙区制を主張した⁽¹⁰¹⁾。

選挙区制について彼は「先づ大選挙区を」と題して、雑誌『改造』へ論考を寄せている⁽¹⁰²⁾。同じ内容の主張が、翌年、機関誌『憲政』にも「大選挙区の主張」として再掲された。そこで関和知は次のように論じる。中選挙区3人から5人の比例代表が理想的で、もっとも適当である。しかし、選挙権が拡大するなか、新しい試みは予測がつかない。そこで、さしあたり、すでに経験をもつ大選挙区制の採用が適当である。現行の小選挙区制は原敬が党勢拡張のために実施したものであって、憲政のことを思ってなされた政策ではない。彼らは当時、大選挙区のほうが選挙費用がかかると主張していたが、実際には小選挙区制となっても選挙費用は多額で、むしろ増加の一途をたどっている。「小選挙区に於て地方の利害問題を餌に選挙人を釣り、選挙人が好んで釣らるゝを常とする」と指摘し、情実がはびこっていると批判した⁽¹⁰³⁾。

そもそも、衆議院議員の選挙は国民の代表者を出すのであって、地方の代表者を出すのではないと関和知は考えていた。小選挙区では候補者が限られ、自由意志が貫徹せず、政見より目の前の利害に左右されてしまう。小選挙区で地盤を固め、それを基に多数党を作って政治を行おうというのは非立憲的な考えであり、政治は政策、経綸に基づいて築かれるべきであると主張した。こうしたことから、関和知は少数者の考えも反映でき、地方というより国民を代表して、かつ過激な競争を防ぐという点から、大選挙区制のほうが適切であると訴えた。

いずれにせよ、その後の委員会でも議論は続けられ、おおむね政友会は小選挙区制、憲政会は大選挙区制が大選挙区制を主張した。そのほかの委員は小選挙区制を修正すべきと考えており、ジャーナリズムも比例代表制を支持する声が強かった⁽¹⁰⁴⁾。結局、審議はまとまらず、比例代表制を採用するよう政府へ要望するにとどまり、選挙区の問題については先送りとなった。

のちに植原悦二郎は「中選挙区制を定めたものは関和知と松田源治と私ですよ。憲政会から関和知が出て、政友会から松田源治、国民党から私が出て、今の選挙区の中選挙

区を作り上げたんです」と述べ、憲政会が第一党となり加藤高明内閣、若槻礼次郎内務大臣のとき、関和知と松田と3人で3日間くらい選挙区について議論したと回想している⁽¹⁰⁵⁾。

5. おわりに

1922（大正11）年1月10日、大隈重信が亡くなり、早稲田に連なる政治家は自らの足で歩み始める。その一人、関和知は憲政会総務として引き続き衆議院の最前線に立つ。「独立の生計」を営む者という条件を外し、すでに憲政会は普通選挙運動で他党と足並みをそろえていた。

関和知は2月7日、衆議院本会議で高橋是清内閣の鉄道敷設案を批判し、政友会の党利党略に基づく財源なき法案であると訴えた。また、2月28日、普選運動の取り締まりで政府は乱暴を極めたとして、憲政会が緊急動議を提出すると、関和知は登壇して、国民請願の自由を圧迫していると述べ、政府の責任を迫及するとともに、民意を代表しない「不名誉なる二百八十余人」と返す刀で政友会議員を切って捨て議場を騒然とさせた。さらに3月16日、内閣不信任の弾劾では外交失敗、放漫な積極政策、相次ぐ疑獄事件を迫及して、改めて政友会の多数を「三文の価値」もないとこき下ろした。

続く加藤友三郎内閣では、政党に基礎をおかない「変態内閣」であると憲政擁護を訴え、関和知は東北から九州まで日本全国を遊説して回り、マスメディアに「政務的演壇の勇将」「弾劾演説家」と評されるようになる。1923（大正12）年、第46議会で、彼は日支郵便約定に関する緊急質問で首相を迫及し、また、2月15日の本会議では内閣不信任決議案の説明者として、人で埋め尽くされた傍聴席の前に「現内閣の政治的生命に向って最後の宣告を与へたい」と宣戦布告した。ここでも党勢拡張に公共事業を利用する政友会を痛罵し、日支郵便約定を含め外交問題を蒸し返して、1時間30分の大演説を展開した。そして、3月26日は軍艦天城建造の不正を迫及すべく、再び関和知は衆議院の本会議に登場する。騒がしくなる政友会側の議席に対し共同責任でも負っているのかと皮肉をかまし、高橋是清内閣の時代から政治が腐敗してきたと断罪する。

このように憲政会総務として、関和知は普通選挙運動を前面に押し出して全国を遊説し、政友会に対して積極政策の失敗を迫及して地方利権を党勢拡張に用いようとする態度を非難する。そして、加藤友三郎内閣に対し、日支郵便約定や軍艦天城建造の不備不正を糾すという戦術をとった。

たしかに、この時期の憲政会に、元老に配慮して普通選挙運動の手を緩め、政権獲得を模索する動きがあったことは否めない。また、加藤友三郎内閣への批判は、政策面での差異を強調できず、時事的な争点を形成したにすぎない。しかし、一方で普通選挙の

導入はもはや不可避であり、大衆に配慮して政治を行わねばならない時代が近づいていた。新聞社は企業規模を拡大させ、マスメディアとして、当時の有権者を越えた人々へ政治を報じるようになっていた。党首である加藤高明が、大衆政治家として表舞台に立たず、元老との駆け引きを視野に入れて行動するのであれば、それを支える幹部のうち、その一部が大衆へのアピールを引き受けるという役割分担は、来るべき普通選挙の時代を見据えた過渡期において、冷静な戦術であるように見える。

本稿で取り上げた関和知の政治活動は、議会内外での騒動も含め、マスメディアに広く取り上げられ周知された。また、全国を遊説して回り、数百から数千人の聴衆を前に繰り返し演説を行うことで人々に憲政会の存在を知らしめた。ときとしてそれは議場を荒れさせたが、メディア・パフォーマンスという観点から見れば、必ずしも失敗とは言えない。矮小化された時事的な争点であったとしても、野党幹部としての役目は十全に果たしているのである。

ただし、あくまでそれが「パフォーマンス（演技）」であることは、関和知が議会報告書を起草する人物であり、機関誌『憲政』や『憲政公論』で改めて論点を整理する書き手であり、憲政会が彼を代表として臨時法制審議会へ送り込んだことに明らかである。審議会や委員会における関和知が、政友会を揶揄することはない。そこに野次はなく、理性に基づく議論が交わされる。このような二面性をもつ大衆政治の時代を目前に、彼は最後の総選挙へと挑むのであるが、第二次憲政擁護運動を戦い抜いたその結末については、いずれ稿を改めて論じたい。

謝辞

「和知」の読みについて、ご親族より「わち」であるのご教示いただき、英文表記を Wachi に改めました。非礼をお詫びするとともに、ご指摘に深く感謝いたします。訳書のなかでも関和知自身は Wachi と記しています。「かずとも」とする事典や Kazutomo と表記する史料もありますが、今後は Wachi を用いることにいたします。

付記

本研究は JSPS 科研費 20H04482, 21K02289 の助成を受けたものです。

注

- (1) 有山輝雄「メディア政治家メディア政治の諸類型——メディア・パフォーマンス、メディア支配、反メディア」『京都メディア史研究年報』3号、2017年、14頁。
- (2) 佐藤卓己「メディア政治家と「政治のメディア化」」佐藤卓己・河崎吉紀編『近代日本のメディア議員——「政治のメディア化」の歴史社会学』創元社、2018年、15頁。
- (3) 奈良岡聰智『加藤高明と政党政治——二大政党制への道』山川出版社、2006年、230頁。
- (4) 伊藤之雄『大正デモクラシーと政党政治』山川出版社、1987年、98頁。
- (5) 前掲、奈良岡聰智『加藤高明と政党政治』、240頁。
- (6) 『東京朝日新聞』1921年12月22日朝刊、2面。
- (7) 『東京朝日新聞』1921年12月25日朝刊、2面。

- (8) 『東京朝日新聞』1921年12月25日夕刊, 2面。
- (9) 『憲政会史』憲政会史編纂所, 1926年, 356頁。
- (10) 同書, 357頁。
- (11) 同書, 357頁。
- (12) 『大阪毎日新聞』1921年12月27日朝刊, 2面。
- (13) 『東京朝日新聞』1921年12月27日朝刊, 2面。
- (14) 『大阪毎日新聞』1921年12月27日朝刊, 2面。
- (15) 関和知「大隈内閣時代までの大隈侯」『大観』5巻2号, 1922年, 関和知「難局にも従容自若たりし大隈侯」『大観』5巻2号, 1922年。
- (16) 関和知「本年度政局観」『憲政公論』2巻1号, 1922年, 38頁。
- (17) 穆堂「新総務印象」『憲政公論』2巻2号, 1922年, 83頁。
- (18) 水野石溪『普選運動血涙史』文王社, 1925年, 373頁。
- (19) 『東京日日新聞』1922年2月6日, 7面。
- (20) 「第四十五回帝国議会 衆議院議事速記録第十一号」『官報号外』1922年2月8日, 185-187頁。
- (21) 関和知「党略に基く鉄道法」『憲政』5巻2号, 1922年, 6-17頁。
- (22) 関和知「紙上遊戯の鐵道網」『鐵道』189号, 1922年, 36頁。
- (23) 『新世界』1922年2月18日, 4面。
- (24) 『東京朝日新聞』1922年2月24日夕刊, 2面。
- (25) 『東京朝日新聞』1922年2月25日夕刊, 1面。
- (26) 「第四十五回帝国議会 衆議院議事速記録第二十号」『官報号外』1922年3月1日, 436-438頁。
- (27) 「第四十五回帝国議会 衆議院議事速記録第二十一号」『官報号外』1922年3月3日, 453頁。
- (28) 『東京朝日新聞』1922年3月3日朝刊, 2面。
- (29) 『東京朝日新聞』1922年3月17日夕刊, 2面。
- (30) 「第四十五回帝国議会 衆議院議事速記録第三十一号」『官報号外』1922年3月17日, 754-757頁。
- (31) 無腸公子「代議士としての早稲田派の勢力」『憲政公論』2巻9号, 1922年, 34頁。
- (32) 『東京朝日新聞』1922年4月11日朝刊, 3面。
- (33) 『東京日日新聞』1922年5月23日, 2面。
- (34) 『憲政』5巻4号, 1922年, 33頁。
- (35) 『東京朝日新聞』1922年6月7日夕刊, 1面。
- (36) 『憲政』5巻4号, 1922年, 35頁。
- (37) 『東京朝日新聞』1922年6月11日夕刊, 1面。
- (38) 『読売新聞』1922年6月11日, 2面。
- (39) 『東京朝日新聞』1922年6月12日夕刊, 1面。
- (40) 『東京朝日新聞』1922年6月12日朝刊, 4面。
- (41) 同書, 4面。
- (42) 同書, 4面。
- (43) 『憲政』5巻4号, 1922年, 42頁。
- (44) 前掲, 『憲政会史』, 419頁。
- (45) 前掲, 『憲政』5巻4号, 45頁。
- (46) 『憲政公論』2巻7号, 1922年, 53頁。
- (47) 「加藤子爵に対する輿論一斑」『中外新論』5巻5号, 1921年, 99頁。
- (48) 『読売新聞』1922年6月25日, 5面。
- (49) 同書, 5面。
- (50) 『東京朝日新聞』1922年8月4日夕刊, 1面。
- (51) 関和知「党弊を芟除せよ——内相の訓示は政友会の痛手」『憲政』5巻5号, 1922年, 41頁。
- (52) 櫻井静先生を偲ぶ会実行委員会編『国会開設に尽くした孤高の民権家櫻井静』ぎょうせい, 1990年, 100頁。

- 53) 関和知「日支協約が無かつたら？」『朝鮮及満洲』183号, 1923年, 12頁。
- 54) 『東京朝日新聞』1922年12月26日夕刊, 1面。
- 55) 『大阪毎日新聞』1922年12月29日朝刊, 2面。
- 56) 『東京朝日新聞』1923年1月4日朝刊, 3面。
- 57) 『東京朝日新聞』1923年1月7日朝刊, 2面。
- 58) 『東京朝日新聞』1923年1月20日朝刊, 2面。
- 59) 『東京朝日新聞』1923年1月22日朝刊, 2面。
- 60) 『大阪毎日新聞』1922年12月28日夕刊, 1面。
- 61) 「第四十六回帝国議会 衆議院議事速記録第七号」『官報号外』1923年2月2日, 120-122頁。
- 62) 『東京朝日新聞』1923年2月2日朝刊, 2面。
- 63) 『東京朝日新聞』1923年2月16日夕刊, 2面。
- 64) 同書, 2面。
- 65) 「第四十六回帝国議会 衆議院議事速記録第十四号」『官報号外』1923年2月16日, 288-292頁。
- 66) 『東京朝日新聞』1923年2月16日朝刊, 2面。
- 67) 前掲, 「第四十六回帝国議会 衆議院議事速記録第十四号」, 296-298頁。
- 68) 『東京朝日新聞』1923年2月16日朝刊, 2面。
- 69) 『読売新聞』1923年2月16日, 2面。
- 70) 『東京朝日新聞』1923年2月16日朝刊, 2面。
- 71) 「第四十六回帝国議会 衆議院議事速記録第三十九号」『官報号外』1923年3月27日, 1020-1023頁。
- 72) 同書, 1025-1026頁。
- 73) 『東京日日新聞』1923年3月27日, 2面。
- 74) 前掲, 「第四十六回帝国議会 衆議院議事速記録第三十九号」, 1028頁。
- 75) 同書, 1035頁。
- 76) 関和知「首相直轄下の綱紀紊乱——軍艦天城建造に関する不正事件」『憲政公論』3巻5号, 1923年, 8頁。
- 77) 同書, 9頁。
- 78) 『読売新聞』1923年3月28日, 2面。
- 79) 関和知「超然内閣排撃の巨弾」『憲政公論』3巻3号, 1923年。
- 80) 『東京朝日新聞』1923年3月30日朝刊, 2面。
- 81) 『憲政』6巻5号, 1923年, 46頁。
- 82) 『東京朝日新聞』1923年4月26日朝刊, 3面。
- 83) 関和知「新たなる握手の必要」『又新公論』1巻2号, 1923年。
- 84) 『東京朝日新聞』1923年5月24日夕刊, 1面。
- 85) 関和知「加藤首相の訓示を嗤ふ」『憲政』6巻6号, 1923年, 20頁。
- 86) 『東京朝日新聞』1923年5月28日夕刊, 1面。
- 87) 『東京朝日新聞』1923年9月1日朝刊, 2面。
- 88) 同書, 2面。
- 89) 関和知「政局の動因」『憲政』6巻8号, 1923年, 4-5頁。
- 90) 同書, 6頁。
- 91) 同書, 7頁。
- 92) 『憲政』6巻8号, 1923年, 76頁。
- 93) 『憲政』6巻9号, 1923年, 5頁。
- 94) 『読売新聞』1923年7月11日, 2面。
- 95) 『大阪朝日新聞』1923年7月22日朝刊, 1面。
- 96) 『東京朝日新聞』1923年10月24日朝刊, 1面。
- 97) 同書, 1面。
- 98) 『大阪朝日新聞』1923年10月28日朝刊, 1面。

- (99) 『大阪朝日新聞』1923年11月6日朝刊, 1面。
- (100) 『大阪朝日新聞』1923年11月7日朝刊, 1面。
- (101) 同書, 1面。
- (102) 関和知「先づ大選挙区を」『改造』5巻12号, 1923年。
- (103) 関和知「大選挙区の主張」『憲政』7巻1号, 1924年, 24頁。
- (104) 前掲, 奈良岡聰智『加藤高明と政党政治』, 304頁。
- (105) 「普通選挙法をめぐる政治情勢——植原悦二郎先生にきく」『講座日本近代法発達史』第8巻, 1959年, 301-302頁。

Role of the Constitutional Association (Kenseikai) Executives :
SEKI Wachi's Media Performance for the Masses

Yoshinori Kawasaki

This paper clarifies the political activities of the Constitutional Association (Kenseikai) Executives from 1921 to 1923 from the perspective of media performance, using the example of SEKI Wachi, a politician. First, he upset the House of Representatives by criticising the ruling Seiyukai as a disgraceful majority. Second, he insinuated the government's mistake in the process of the Japan-China postal agreement. Furthermore, he charged the injustice of the Navy Minister about dishonest acts in the process of building the warship Amagi. Finally, he called for a no-confidence vote on the Cabinet. Consequently, his political activities were widely reported by the mass media. It seems to be a cool tactic as a performance ahead of universal suffrage.

Key words : Constitutional Association, Media performance, Special Legislative Council